

○農林漁業保険審査会運営規程新旧対照表（案）

改正案	現行
農漁業保険審査会運営規程 （総則） 第一条 農漁業保険審査会（以下「審査会」という。）の運営は、農漁業保険審査会令に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。 第二条・第三条 （略） （会議の公開） 第四条 審査会の会議は、公開とする。ただし、次の各号に係る会議については、この限りではない。 （削る） 一 農業共済再保険に関する事項についてなされた申立に	農林漁業保険審査会運営規程 （総則） 第一条 農林漁業保険審査会（以下「審査会」という。）の運営は、農林漁業保険審査会令に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。 第二条・第三条 （略） （会議の公開） 第四条 審査会の会議は、公開とする。ただし、次の各号に係る会議については、この限りではない。 一 森林保険に関する事項についてなされた申立について の審査に関する会議 二 農業共済再保険に関する事項についてなされた申立に

（傍線の部分は改正部分）

についての審査に関する会議

二 漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関する会議

三 漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関する会議

(部会)

第五条 審査会に、農業共済再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会を置く。

2 (略)

3 会長は、前項の規定により部会に事案を付託するときは、次表下欄に掲げる事項については、それぞれ上欄の部会に付託するものとする。

部会	事項
(削る)	(削る)
農業共済再保険部会	農業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。
漁船再保険部会	漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。

についての審査に関する会議

三 漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関する会議

四 漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関する会議

(部会)

第五条 審査会に、森林保険部会、農業共済再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会を置く。

2 (略)

3 会長は、前項の規定により部会に事案を付託するときは、次表下欄に掲げる事項については、それぞれ上欄の部会に付託するものとする。

部会	事項
森林保険部会	森林保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。
農業共済再保険部会	農業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。
漁船再保険部会	漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。

漁業共済保険部会	ること。
漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に關すること。	

第六条・第七条 (略)

(議事録)

第八条 (略)

2 次表の上欄に掲げる会議の議事録は、それぞれ下欄の課において整理し、保存するものとする。

総会	経営局保険課
(削る)	(削る)
農業共済再保険部会	経営局保険課
漁船再保険部会	水産庁漁政部漁業保険管理官
漁業共済保険部会	水産庁漁政部漁業保険管理官

3 (略)

第九条 (略)

漁業共済保険部会	ること。
漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に關すること。	

第六条・第七条 (略)

(議事録)

第八条 (略)

2 次表の上欄に掲げる会議の議事録は、それぞれ下欄の課において整理し、保存するものとする。

総会	経営局保険課
森林保険部会	林野庁森林整備部計画課
農業共済再保険部会	経営局保険課
漁船再保険部会	水産庁漁政部漁業保険管理官
漁業共済保険部会	水産庁漁政部漁業保険管理官

3 (略)

第九条 (略)